

国立大学法人東京外国語大学との包括連携協定の締結について

1 協定の名称

国立大学法人東京外国語大学と出雲市との包括連携協定

2 協定の相手方

国立大学法人東京外国語大学

3 協定の目的

文化、教育、国際交流、地域活性化等の分野において相互に協力し、及び連携することにより、将来を担う人材の育成及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

4 協定事項

- (1) 多文化共生に関すること
- (2) 教育・生涯学習に関すること
- (3) 人的交流・人材育成に関すること
- (4) 地域の国際競争力強化とコミュニティの活性化に関すること
- (5) (1)～(4)に係る情報発信に関すること
- (6) 包括連携協定の目的を達成するために必要と認めること

5 締結日

令和 6 年 (2024) 1 2 月 3 日

6 協定の有効期間

締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

ただし、申出がない場合は 1 年間延長する。以後も同様とする。



国立大学法人東京外国語大学と出雲市との包括連携協定書

国立大学法人東京外国語大学（以下「甲」という。）と出雲市（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、文化、教育、国際交流、地域活性化等の分野において相互に協力し、及び連携することにより、将来を担う人材の育成及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（協力・連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、協力し、及び連携する。

- （1）多文化共生に関すること。
- （2）教育・生涯学習に関すること。
- （3）人的交流・人材育成に関すること。
- （4）地域の国際競争力強化とコミュニティの活性化に関すること。
- （5）前各号に掲げる事項に係る情報発信に関すること。
- （6）その他前条の目的を達成するために甲及び乙が必要と認めること。

（情報保護）

第3条 甲及び乙は、前条各号に掲げる事項の実施に当たり、その過程で取得した相手方の情報を他に漏らしてはならない。ただし、当該情報が既に公表されている場合、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、この協定の終了後においても効力を有する。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の3月前までに甲乙いずれからも書面による別段の申出がない場合には、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協定の変更及び解除)

第5条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、本協定を変更し、または解除することができるものとする。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和6年12月3日

甲 東京都府中市朝日町3丁目11番地1
国立大学法人東京外国語大学

学長 林 佳世子

乙 島根県出雲市今市町70番地
出雲市

出雲市長 飯塚 俊之